

庁議付議事案書

開催・令和2年2月5日

所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦	印 印
件名	東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例について			
関係 規則				
事項 部課 機関	福祉部福祉推進課、学校教育部教育総務課及び教育指導課			
1. 要旨	<p>(1) 改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新たに、東大和市災害弔慰金等支給審査委員会を設置することに伴い、委員報酬を新設する。 ② 令和2年度の医師会等諸手当について、東大和市医師会及び東大和市歯科医師会と協議した結果、学校医及び学校歯科医の報酬額の改正について協議が整ったため、別表の報酬額を改める。 ③ 新たに、東大和市学校運営協議会を設置することに伴い、委員報酬を新設する。 <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬日額「9,000円」を新設する。 ② 学校医及び学校歯科医の報酬月額「44,270円」を「44,290円」に改める。 ③ 学校運営協議会委員の報酬月額「1,000円」を新設する。 <p>(3) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公布の日 ② 及び③ 令和2年4月1日 <p>(4) 影響及び効果</p> <p>適正な報酬額を定めることにより、円滑な行政運営が図られる。</p>			
2. 経過(現時点に至るまでの経過)	福祉部福祉推進課、学校教育部教育総務課及び教育指導課より、条例改正の依頼あり。 文書課審査済			
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等)	令和2年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。			
5. 審議結果				

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。